明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三〇九）　二

○道路交通法施行令及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（三一〇）　二

〔府　令〕

○道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（**内閣府**七二）　三

〔規　則〕

○指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則（**国家公安委**一四）　三

〔告　示〕

○交通の方法に関する教則及び交通安全教育指針の一部を改正する件（**国家公安委**四一）　四

○水底線路の保護区域の指定を解除する件（**総務**四二三）　四

○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（**法務**四二二）　四

○保安林の指定をする件（**農林水産**二七八三～二七九〇）　五

○保安林の指定を解除する件（**同**二七九一～二八〇三）　五

○船舶安全法第六条ノ三の規定に基づき整備規程を認可した件（**国土交通**一一〇四、一一〇五）　七

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の五第三項に規定する廃棄物処理センターの名称を変更した件（**環境**一〇四）　八

○道路に関する件（**関東地方整備局**四五一～四五三）　八

○道路に関する件（**中部地方整備局**一九四）　八

〔国会事項〕

内閣　内閣府　法務省　山形県　埼玉県　東京都　石川県　愛知県　香川県　横浜市　八

〔人事異動〕

内閣　内閣府　法務省　山形県　埼玉県　東京都　石川県　愛知県　香川県　横浜市　八

〔叙位・叙勲〕　九

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕

法　務

公証人任免（法務省）　九

公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（関東経済産業局）　九

〔地方自治事項〕　九

〔公　告〕

諸　事　項

官庁

財団、前払式支払手段発行者の発行保証金に係る債権の申出関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇

会社その他　三〇

本号で公布された法令のあらまし

◇道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三〇九号）（警察庁）

道路交通法の一部を改正する法律（平成二五年法律第四三号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は、平成二五年一二月一日とすることとした。

◇道路交通法施行令及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三一〇号）（警察庁）

一　道路交通法施行令の一部改正関係

1　自己を運送するよう要求・依頼して、無免許運転が行われている自動車又は原動機付自転車に同乗する行為を禁止する規定の対象とならない自動車を定めることとした。（第二六条の二関係）

2　外国運転免許証制度の対象となる国又は地域に関する規定を整備することとした。（第三九条の四関係）

3　違反行為に付する点数に関する規定を整備することとした。（別表第二関係）

4　その他所要の規定を整備することとした。

二　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部改正関係

道路交通法の一部を改正する法律（平成二五年法律第四三号）の施行に伴い、所要の規定を整備することとした。（第四条関係）

三　施行期日

この政令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二五年一二月一日）から施行することとした。